

鹿児島城西高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止対策に関する基本方針

【基本理念】

いじめは、いじめの被害を受けた生徒の生命や、心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるだけでなく、新たな人間関係を構築する上においても、重大な障害となる極めて深刻な人権侵害である。

本校の全ての教職員は、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を持ち、絶えず資質の向上に努めながら、いじめに類する行為を許さない生徒を育成する。

そのためには、学校のすべての教育活動において、生命や人権を大切にする教育活動を実践することや、一人一人の生徒は多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格の健やかな成長を支援するという生徒観に立ち、心に届く指導に努めることが重要である。

本校は、「道義に徹し 実利を図り 勤労を愛す」という建学の精神を掲げ、人としてあるべき言動を貫き、社会に貢献できる人材の育成を指針としている。この建学の精神に基づき、ここに「学校いじめ対策基本方針」を定める。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係になる他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」

(1) いじめの認知

- 特定の教職員によることなく、いじめ防止推進対策法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(2) いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた生徒の立場に立つ。
- いじめられていても否定する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子をつぶさに観察するなどして確認する。
- いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

(3) いじめの様態例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在感を否定される。

- 仲間はずれ、集団で無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際に、集団に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 座席を離す。避けるように通る。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する。通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、しばしば技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や金品を要求される。
 - ・ 筆記道具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られ傷をつけられる。ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
 - ・ いたずらや脅しのメールが送られる。
 - ・ S N S のグループからわざと外される。

【いじめ防止のための組織】

(1) 名称「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、スポーツ対策監、指導監、生徒指導部長、各科長、H R 担任、いじめ問題担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー
その他、校長が指名する教職員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止と早期発見
- ウ いじめ問題発生時の対応
- エ 教職員の資質向上を図る校内研修の計画・実施
- オ 年間指導計画の企画・立案と、進捗状況のチェック
- カ 外部専門家や諸機関との折衝
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の改善

(4) 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修				いじめ問題 対策委員会		
未然防止	全校集会にて 啓発		いじめポスター コンクール	全校集会にて 啓発		全校集会にて 啓発
早期発見		いじめアンケート調査 語らいの週間				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修			いじめ問題 対策委員会			いじめ問題 対策委員会
未然防止	いじめ標語コンクール	人権講演会	全校集会にて 啓発	全校集会にて 啓発		全校集会にて 啓発
早期発見	いじめアンケート 調査 語らいの週間					いじめアンケート 調査

(5) 委員会の取組状況の検証

原則として各学期末に、「いじめ防止対策委員会」を開催して、取組状況の検証を行う。必要に応じて計画の見直しや修正を図る。

2 いじめ防止

【基本的な考え方】

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうること、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうること、社会で許されないことは学校でも許されないこと等を認識すること

とは大事なことである。併せて、学校は生徒の学習による成長を保障し、生徒の人権を尊重し、生徒の個性の発達と豊かな人間形成を培う教育の場である。そのような教育の場において、いじめが起きることが絶対にあってはならないと自覚することも大事なことである。

そのためには、教師と生徒の信頼関係を基盤にした、わかる・できる授業の実践、人権感覚を育むHR活動、人間関係を礎にした学校行事などの教育活動を通して、人権意識を磨き、集団の質の向上に努めさせることが重要である。

【いじめ防止のための措置】

- (1) 教職員に対しては、いじめについて共通理解を図るために、いじめ防止対策推進法の趣旨と背景、内容等を研修する機会を設ける。生徒に対しては、全ての学校生活を通じて、人権の尊重を促し、「いじめをしない、させない、みのがさない」心を醸成する機会を設ける。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、円滑にコミュニケーション図る能力を育てることが必要である。そのために、「いじめアンケート」や「語らいの週間」を実施して、いじめ防止の機会とする。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、分かる・できる授業を実践する。また、一人一人の生徒が所属意識を認識できる集団づくりを推進することで、互いが認め合う人間関係・HR風土を、生徒自らが作り出していけるように配慮する。
- (4) 教職員の不適切な言動がいじめの発生を許し、深刻ないじめに発展するということを常に意識させるための研修を実施する。また、体罰については暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格形成を阻害し、いじめの遠因になりうることから、絶対にあってはならないという自覚を促す。
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、ボランティア活動への積極的参加、各種検定の受験、地域との交流などを奨励する。
- (6) 生徒がいじめについて学ぶために、人権作文コンクールやいじめポスター・標語の作成、生徒会による啓発活動を促進する。

3 いじめの早期発見

【基本的な考え方】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。しかし、いじめに遭っている生徒が、いじめを認めることは恥ずかしいと考えたり、その後のいじめの拡大を恐れるあまりに、自ら訴えることができないという特性がある。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい生徒がいじめに遭っている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのためには、生徒の何気ない言動から心の訴えを感得する鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、望ましい集団にしようとする熱い行動力が、教師には求められる。

【いじめ早期発見のための措置】

- (1) 学期ごとのいじめアンケート調査により、生徒の悩みの実態を把握する。
- (2) 生徒の思いや考えを投書する「目安箱」を設置し、いじめ発見に努める。
- (3) 定期的な教育相談や個人相談を行う。
- (4) スクールカウンセラーとの連携、教師間の連携を図り、日常の観察を行う。
- (5) 家庭訪問や学校と保護者の会等で保護者と緊密な連携を図る。
- (6) 校内巡視などにより、きめ細かな生徒観察を行う。

4 いじめに対する措置

【基本的な考え方】

何よりも、被害生徒の心身の保護・ケアを行うことである。学校は、被害生徒の心身の傷が完全に癒えるまで、関係職員、保護者、関係機関と緊密な連携を図る。また、その後も、親身になって継続的に教育相談を行う。

いじめを知らせてきた生徒については、あらゆる手段を講じて安心・安全を確保する。

加害生徒に対しては、保護者と連携しながら、自分の行為が、人間としてあってはならない重大な人権問題であることを認識させ、心から悔い、相手に謝罪する気持ちになるように継続的な指導を行う。加害者の自己変革の姿は、被害者の心の傷を癒やし、人間性を信用・信頼するきっかけになり、心の回復にもつながる。

【いじめ発見・通報を受けたときの対応】

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと思われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。そして、その行為に至った理由、原因を聞く。
- (2) 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささやかな兆候であっても見逃すことなく、早い段階からの的確な関わりを持つ。
- (3) 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、速やかに関係職員に報告・連絡し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後、組織で当該生徒から事実関係を聴取し、いじめであるかどうかの確認をする。
- (4) 重大な事態と判断した場合は、校長は速やかに設置者及び知事に連絡・報告する。
- (5) 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等を実施して計画的に、継続的に、親身になって行う。その際、人権侵害の事実と問題点を詳細に報告し、理解と納得を得る。
- (6) 学校の指導で十分な効果を得ることができない場合や、いじめが犯罪行為と認められる場合や、被害生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所管警察署に相談・通報の上、適切に対応する。

【いじめられた生徒又はその保護者への支援】

- (1) いじめられた生徒から事実関係を聴取する際、いじめられている生徒にも責任があるという考えがあつてはならない。むしろ、自尊感情を高められるような助言と励ましを行う。

- (2) いじめられた生徒が授業やその他の教育活動など、学校生活を安心して送ることができるようにするために、いじめた生徒に対しては、別室指導や自宅謹慎などの懲戒処分等を行う。
- (3) 教職員だけでなく、必要に応じてスクールカウンセラーや親しい友人などの協力を得て、生徒の悩みに寄り添う体勢を整えて支援する。
- (4) 保護者に対しては、速やかに、かつ迅速に事実関係を伝える。その際、生徒の安心・安全を確保することや、必要な秘密は守ること等を伝えて不安の解消を除去する。

【いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言】

- (1) いじめた生徒からつぶさに事実関係を聴取する。集団で行った場合には、個別に事実関係の聴取を行うなどの配慮をする。
- (2) いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす極めて卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題やその背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- (4) 複数の教職員が連携し、必要に応じて外部の協力を得ながら指導する。共感的な理解を示しながら組織的に対応して、再発防止の措置を講ずる。
- (3) 保護者に対しては、速やかに、かつ迅速に事実関係を伝える。その際、事実に対する保護者の理解や納得を得ながら、学校と保護者が緊密に連携・協力して以後の対応ができるように要請する。併せて、保護者への継続的な助言も行い再発防止に努める。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- (1) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせる努力をすることの大切さを認識させる。いじめを止めさせることができなかつた場合は誰かに伝える勇気を持つことを指導する。いじめを受けている生徒にとって、見て見ぬふりの傍観者の存在は、孤独感、寂寥感に陥る要因にもなることを認識させる。
- (2) いじめをはやしたてるなどの生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。人として許されないいじめの加害者であることを強く認識させる。また、はやしたてるなどの行為によって、いじめがますますエスカレートする危険性があることも認識させる。
- (3) いじめが起きた場合、関係の学級・学年だけではなく、学校全体の課題であるという認識を全教職員が持つ。そのためには、まず、お互いがかけがえのない存在であることを認め合い、一人一人の人格と個性が尊重された望ましいHR集団をつくる。次に、学校行事や部活動等の異学年活動で、先輩と後輩との滑らかな人間関係を構築する。さらに、すべての教職員が生徒一人一人の人権を尊重し、互いに人間性を高め合うために「師弟同行」を心に刻み、一期一会の授業を実践する。

いじめが起きた原因は、人権感覚が乏しい教育を実践してきた結果であるという教師一人一人の自覚と認識こそが最も重要である。

【ネット上のいじめの対応】

- (1) ネット上への不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、印刷・保存するとともに、関係生徒からの聴取等の調査を行う。その後、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、生徒が被害に遭った場合のケアについて必要な措置を講じる。
- (2) 書き込みへの対応については、警察への通報・削除要請など、被害に遭った生徒の意向を尊重するとともに、削除要請等をプロバイダ、サーバー管理・運営者に対して行う。また、必要に応じて鹿児島地方法務局人権擁護課に協力を依頼するなどして、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
- (3) 学校においては、サイバーセキュリティの講演会やサイバー関係の専門教員の配置、携帯電話等の学校への持ち込み許可誓約書の提出を求めながら、徹底した未然防止に努める。
- (4) ネットの利用については、保護者の理解と協力が必要なことから、後援会総会や学校と保護者の会、レポートライフの配付など、あらゆる機会に啓発活動に努める。

5 その他

【組織的な指導体制】

- (1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力態勢を確立することが重要である。一部の教職員が抱え込んだり、特定の教職員に任せることがあってはならない。傍観者教師、批評家教師がいない指導体制をつくる。
- (2) いじめ問題に関する指導記録簿をつくり、必要があれば進級や転学、進学に当たって、適切に引き継いだり、情報を提供したりできる体制をつくる。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策委員会」において、いじめの実態把握やいじめに対する措置等が、迅速に、かつ適切に行われたか等を評価し、必要に応じて修正・見直しを行う。

附則　　この方針は平成26年7月1日に公布とする。
この方針は平成26年7月17日に施行とする。
この方針は令和2年4月1日に施行とする。